

婦人關係業務資料 № 5

労働者家族福祉運動参考資料

労働省婦人少年局

人

67

はし が き

、 労働省婦人少年局では 10月15日から24日までを運動期間として、 労働者家族福祉運動を全国的に行ないますが、 この運動を契機として、 5カ年の計画をもつて実施する勤労者家族福祉生活向上運動の初年度テーマである「健康の増進」に關する資料と運動の参考資料としてとりまとめました。

昭和27年9月

労働省婦人少年局

労働者家族福祉運動参考資料目次

I 家計費の推移

オ 1 表	労働者世帯の家計費の推移	1
オ 2 表	消費者物価指数	2

II 食生活

オ 3 表	労働者世帯の食料費の推移	3
オ 4 表	労働者世帯の栄養摂取量	5
オ 5 表	主要国の動物蛋白質摂取量	6
オ 6 表	身体症候発現率(栄養欠陥による身体症候)	7
オ 7 表	食糧の収生について	8
参 考	(1) 栄養改善法	9
	(2) 栄養改善行政中の特殊栄養食品に対する標示 関係の行政監察の結果について	10

III 住生活

オ 8 表	労働者世帯の住居費の推移	12
オ 9 表	住居の種類別分布	13
オ 10 表	住居の延床坪別分布	14
オ 11 表	風呂の有無	15
オ 12 表	社宅についての労働者の要の意見	16
オ 13 表	寮食分離について	17
オ 14 表	洗面と台所の分離について	18
参 考	(3) 公営住宅建設基準	19

IV 安全 (主として不慮の事故死について)

オ 15 表	死因順位の変動	20
オ 16 表	不慮の事故死亡の国際比較	21

オ 17 表	年令階級別にみた事故死亡の種別	22
オ 18 表	傷害発生場所別交通事故以外の不慮の事故の死亡 者数	23
オ 19 表	家庭における不慮の事故の死因別死亡数 及び割合	24

Ⅶ 環 境 衛 生

オ 20 表	ごみ処理状況の推移	25
オ 21 表	各国の上下水道利用状況	26
オ 22 表	公害についての世論調査	27
オ 23 表	公害発生状況	28
オ 24 表	大阪府における年別公害原荷件数	29
図 表	食中毒の年次別発生状況	30
参 考	(4) 青 掃 法 について	31
	(5) 食 品 衛 生 法 について	31
	(6) 食 品 衛 生 法 中 の 標 示 関 係 の 行 政 監 察 の 結果について	34
	(7) ばい煙の排出の規制等に関する法律について	35

Ⅷ 健 康 管 理

オ 25 表	保健衛生費の推移	36
オ 26 表	最近 1 年間の健康診断	37
オ 27 表	平常の健康への関心	38
オ 28 表	かかりつけの医者について	39
オ 29 表	家庭における常備薬について	41
オ 30 表	避妊の実行率	43
オ 31 表	避妊実行の理由	44
オ 32 表	人工妊娠中絶経験の有無	45
参 考	(8) 原 健 所 法 について	46

Ⅰ 家 計 費 の 推 移
オ 1 表 勤 労 世 帯 の 家 計 費 の 推 移

年	世 人	世 帯 数	世帯平均	食 料			住居費	光熱費	被服費	雑 費
				計	穀 類	その他の食料費				
昭和 28 年平均	4,779	1,444	2,127	9,774	3,671	6,083	1,272	1,228	3,103	6,420
30 "	471	1,425	2,505	10,465	3,844	6,621	1,434	1,885	2,861	7,388
34 "	461	1,501	2,835	11,686	3,682	8,004	2,901	1,823	3,523	9,942
35 "	438	1,521	3,209	12,440	3,649	8,791	3,179	1,512	3,934	11,028
36 "	422	1,501	3,486	13,170	—	—	3,046	1,629	4,455	11,846
昭和 28 年平均	—	—	100.0	450	170	280	59	52	142	276
30 "	—	—	100.0	445	169	282	61	50	122	322
34 "	—	—	100.0	398	124	274	99	45	120	338
35 "	—	—	100.0	388	114	274	98	48	120	344
36 "	—	—	100.0	378	—	—	104	48	128	379
増 減 率 (%)										

資料出所 総務庁統計局「家計調査」

表 消費物価指数

(昭和35年=100)

年	総合	食料	嗜好品	衣服	住宅	娯楽	交通	教育	保健	雑費	原価
昭和12年	880	925	940	887	851	756	913	930	911	938	943
" 30	937	946	991	921	839	823	920	1039	982	891	896
" 31	950	935	939	923	889	814	842	1037	849	878	911
" 32	957	939	930	963	903	851	971	944	853	853	925
" 33	955	938	1009	910	906	842	912	904	912	825	943
" 34	965	963	1000	943	911	861	961	969	949	814	923
" 35	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
" 36	1053	1061	1013	1053	1170	1037	1088	1087	1062	1044	1043

資料出所 総理府統計局 「昭和25年～昭和35年」にいたる10年の平均値を100とする。

(注) 食料・住宅・娯楽・保健・交通・教育・雑費は六分類の内ば中分類。

II 食生活

表 世帯の食料費の推移

単位：円

年		世帯 人員	有業 人員	消費 支出 合計	食料費															
					計	穀類	その他の食料費										食料費			
							計	生鮮 魚介類	塩干 魚介類	肉類	乳卵類	野菜類	乾海草類	加工品	調味料	菓子類	果物類	酒類	飲料	外食費
実数	昭和28年平均	4.29	1.44	21,927	9,774	3,691	6,083	717	296	900	163	199	781	701	625	727	705	725	337	
	30	4.71	1.45	23,513	10,465	3,841	6,624	752	285	1,064	184	207	771	802	648	780	346	149	432	
	34	4.41	1.50	29,725	11,686	3,652	8,034	752	371	147	812	855	218	920	778	633	409	456	253	782
	35	4.38	1.52	32,093	12,440	3,647	8,793	804	342	870	921	921	238	1,019	815	687	533	499	285	877
	36	4.22	1.50	34,896	13,170	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
構成 比 (%)	昭和28年平均	-	-	100.0	45.0	17.0	28.0	7.3	1.4	4.1	3.5	0.9	3.6	3.2	2.9	1.5	1.4	0.6	1.6	
	30	-	-	100.0	44.5	16.3	28.2	7.1	1.2	4.5	3.3	0.9	3.4	3.4	2.8	1.6	1.5	0.6	1.9	
	34	-	-	100.0	39.8	12.4	27.4	2.6	1.1	2.5	2.8	2.9	0.7	3.2	2.6	2.2	1.6	1.6	0.9	2.7
	35	-	-	100.0	39.8	11.4	27.4	2.5	1.1	2.7	2.9	2.9	0.7	3.2	2.5	2.1	1.7	1.5	0.9	2.7
	36	-	-	100.0	37.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料出所 総理府統計局「家計調査」

表 労働用世帯の栄養摂取量 (1人1日当り)

項 目	昭和 33 年 5 月				昭和 35 年 5 月				基 準 (注)	
	常用労働用世帯		日雇家内労働用世帯		常用労働用世帯		日雇家内労働用世帯			
	総量	動物性 食品量	植物性 食品量	総量	動物性 食品量	植物性 食品量	総量	動物性 食品量		植物性 食品量
熱量(kcal)	20548	2445	18402	19656	1937	18160	20520	2317	2180	2000
蛋白質(g)	720	278	442	648	205	443	716	231	231	130
脂肪(g)	262	91	176	190	88	182	279	106	71	220
食水糖(g)	3817	512	3307	3840	39	3801	3774	60	3914	-
脂質(kcal)	378	130	248	376	111	265	465	136	267	1000
炭水糖(kcal)	1361	446	915	1231	301	930	1280	391	898	-
飲 水	14	4	10	14	3	11	14	4	10	-
A (u)	1684	227	1357	4587	183	1433	2080	-	-	3200
B (mg)	106	0.19	0.87	0.98	0.11	0.87	103	0.21	0.15	120
B ₂ (mg)	0.28	0.27	0.52	0.71	0.18	0.53	0.99	0.28	0.19	120
C (mg)	70	2	68	63	1	61	68	2	-	60

資料出所

厚生省公衆衛生局「国民栄養の現状」上

(注)

総量村調査調査会より昭和29年に日本人の栄養基準として示された数字である。

表5 主要国の動物性蛋白質摂取量

(注)

国名	割合 (%)
アメリカ	42.0
イギリス	38.0
フランス	30.0
西独	34.0
イタリア	18.0
日本	6.0

資料出所 経済企画庁編「国民生活白書」(昭和35年度)

(注) 摂取カロリーに占める動物性蛋白質の割合

表6 身体成長率(栄養不足による身体成長)

(単位 %)

症候別	昭和33年5月				昭和35年5月			
	総数		常期栄養不足者		総数		常期栄養不足者	
	男	女	男	女	男	女	男	女
健康者	820	747	886	760	962	725	842	682
有症者	187	203	164	244	228	267	185	218
食口	19	53	44	31	36	50	44	25
口食	40	37	38	28	67	62	27	26
口食	27	27	28	36	42	48	18	34
口食	61	27	76	114	87	104	60	124
口食	40	57	37	63	65	61	58	69
口食	28	45	47	39	28	44	27	44

「国民生活白書」

昭和35年度

厚生省

オ7表 食器の衛生について

問 食器などをふくふきんは石けんなどで洗いますか。

	総 数 (人)	調 合 (%)
	2,098	100.0
毎 日 洗 う	1,124	53.4
1日おきに洗う	483	23.0
週に1~2回	387	18.1
週1回未満	69	3.3
石けんでは洗わない	46	2.2

資料出所 東京都民生局

「消費生活及び家庭技術に関する調査」

(昭和35年11月)

参 考 (1) 栄養改善法(昭和27年法律第248号)抜すい。

— 目 的 —

オ1条 この法律は、国民の栄養改善思想を高め、国民の栄養状態を明らかにし、且つ、国民の栄養を改善する方途を講じて国民の健康及び体力の維持向上を図り、もつて国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

— 特殊栄養食品の標示 —

オ2条 販売に供する食品につき、栄養成分の補給ができる旨の標示又は乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の標示をしようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2. 3 略

オ3条 特一項の許可を受けて標示をする者は、厚生省令で定める事項を当該食品の容器包装の見やすい箇所に明記した標示をしなければならない。

— 特殊栄養食品の検査及び収去 —

オ4条 厚生大臣又は都道府県知事(保健所を設置する市にあつては市長)は、必要があるとき、当該食品にオ2条(特殊栄養食品の標示)の規定により許可を受けた特殊栄養食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入り、販売の用に供する特殊栄養食品を検査し、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特殊栄養食品を収去することができる。

2. 略

③ オノ項に規定する当該販賣の取扱は、食品衛生法オノ9係（食品衛生監視員の設置）に規定する食品衛生監視員が行う。

——特殊栄養食品の標示の許可の取扱い——

オノ7条 厚生大臣は、オノ2條オノ項（特殊栄養食品の標示の許可）の許可を受けず標示をする者が同条オノ4項（特殊栄養食品の標示内容）に規定する標示をせず又は虚偽の標示をしたときは、当該許可を取り消すことができる。

(2) 栄養改善行政中の特殊栄養食品に対する標示関係の行政監察の結果について

(36 10 28 行政管理局資料より抜粋)

厚生省の許可品ということ、売上の増加をぬらい、栄養分添加を値上げの口実に利用している傾向もある（例、調査 7ヶ店中、5ヶ店は従前と同一価格であるが、2店は量目を減じ、1店は原料の価格を下げ、13店は平均 8.4% の値上げをしている。又、標示をしたが、売上げは落ちたとしてやめているものは各地にみられる）。

さらに、許可後において許可条件を守っているかどうかについては、厚生省以下都道府県、市ともに内部における連絡協調が円滑を欠き、その県、市は取締を実施したことがないのであるが、取締をしている県においてすら、3割は表示した添加量の少ないし、程度しか入っていない（納豆 100%、佃煮、かんぴょう 60% 余り、しょうゆ 50%、パン 30% 以下、果物缶、みど、マーガリン、カレールー、ジャム、ジュース、米）ので、取締をしない地域では、これがさらに甚だしいのではないかと懸念される。このほか、法の規定事項を標示しないもの、法に違反する表示も少なくなく、消費者は、表示しただけの栄養分の少ないものをあまりのとして購入し献立をしている場合も多分にあり得る。（特に学校給食、家庭給食の場合）

そこで、この制度については、形式的になりざるを得ない許可制をやめて、食料品の範囲を定め、標示の規制を残し、これを正しく指導させるために一般食料品と一元的かつ効果的な取締を励行する要を勧告した。

ビタミン等の含有率が許可条件に一致しているかについて一部の県市が分析試験をしているが、47ヶ店中不足していたものは 156 店（37%）であり、その内訳は、納豆（100%）佃煮（63%）、種蒔（61%）、しょうゆ（50%）、パン（50%）、果物、缶（37%）、みど（33%）以下マーガリン、カレールー、ジャム、ジュース、米、その他と既述しているが、表示した含有量に対し、実際は 3割 しかないという極端なものもあるが、表示した含有量の少ないし、程度のものが多い。さらに、全調査県において 263 店を調査したが、製造年月日 62%、調整保存上の注意 58%、補給栄養分の含有量 25%、特利用途の許可を受けた理由 37% がそれぞれ表示であったし、反対に許可と異なる商品名を表示したものが、無許可品に表示しているもの、法で禁止されている特殊栄養食品などの誇大な表示等も相当ある。

また、許可有効期間（2年間）満了後、再許可を受けないで表示を続けているものが、5割を占め、なかには3年を超えている例もみられた。

III 生 生 若
才 8 震 勤 勞 石 也 帶 住 居 實 の 推 移

氏之也

年	世帯 人	消費支出 合 計	生 産 費				
			計	家賃地代	設備修繕費	水 電 料	家賃・什路
昭和28年平均	479	2,122.7	122.2	370	3.6	74	532
30	471	2,351.9	149.4	425	3.9	89	551
34	441	2,732.5	280.1	377	6.8	130	445.6
35	438	3,099.3	310.9	283	6.9	106	1,596
36	422	3,487.6	374.6	-	-	-	-
昭和28年平均	-	100.0	5.7	17.4	0.2	3.4	24
30	-	100.0	6.1	20	1.4	3.8	23
34	-	100.0	9.9	27	1.8	4.4	30
35	-	100.0	9.8	25	1.9	4.2	30
36	-	100.0	10.4	-	-	-	-

資料出所 統計局統計司 家計調査 一

第9表 住居の種類別分布

住居の種類 職業	調査者	持家	借家	公営 住宅	同借	その他
	%	%	%	%	%	%
総数	4011 (100.0)	60.3	27.1	6.6	4.8	1.2
勤労者	2583 (100.0)	53.2	29.6	9.9	6.0	1.3
取組	1664 (100.0)	57.3	24.8	12.8	3.7	1.4
労働者	919 (100.0)	45.9	38.3	4.6	10.0	1.2
個人営業	992 (100.0)	74.3	23.4	0.1	1.8	0.4
経営者	177 (100.0)	86.5	9.6	2.8	—	1.1
その他	259 (100.0)	59.8	28.2	0.8	7.7	3.5

資料出所 經濟企画庁調査局

消費費動向予測調査結果報告書，（昭和37年2月）

第10表 住宅の延建坪別分布

延 築 面 積	調 査 占 率	平 均 延 建 坪	平 均 年 令	33.1平方 米未満	33.1~ 66.1	66.1~ 99.2	99.2平方 米以上	わが国 平均
総 数	(100.0)	4.5	46.6	20.4	40.6	20.4	16.7	1.9
勤 労 者	(100.0)	4.4	44.0	24.2	44.2	18.9	10.5	2.2
取 組 員	(100.0)	4.4	43.6	16.0	45.1	23.6	13.3	2.0
労 務 者	(100.0)	4.3	44.7	39.2	42.3	10.6	5.3	2.6
個人営業	(100.0)	5.0	50.5	11.5	36.5	24.3	26.7	1.0
経 営 者	(100.0)	5.1	50.4	4.5	17.0	23.7	53.1	1.7
そ の 他	(100.0)	3.8	55.1	27.0	37.2	18.1	15.8	1.9

資料出所 経済企画庁調査局「消費者動向予測調査報告書」

(昭和37年 2月)

(注) 参考までに平方米を坪に換算すれば下表のようになる。

33.1平方米は9.93坪

66.1平方米は19.83坪

99.2平方米は29.76坪

第11表 風呂の有無

有 無	調 査 占 率	有	無
総 数	(100.0)	44.6	55.4
勤 労 者	(100.0)	41.3	58.7
取 組 員	(100.0)	50.4	49.6
労 務 者	(100.0)	24.9	75.1
個人営業	(100.0)	47.8	52.2
経 営 者	(100.0)	79.7	20.3
そ の 他	(100.0)	40.5	59.5

資料出所 経済企画庁調査局

「消費者動向予測調査結果報告書」

(昭和37年 2月)

第12表 住宅についての労働者の妻の意見

問 主婦として住宅附属の設備で、新・増設、改善を望むものがありますか、それはどこですか。(MA)

		計		差労住宅		非差労住宅	
		美数	%	美数	%	美数	%
総	数	1369	100.0	690	100.0	679	100.0
希望あり	希望あるもの	750	54.8(100.0)	422	61.1(100.0)	328	48.3(100.0)
	物置	183	(24.4)	116	(27.5)	67	(20.4)
	風呂場	169	(22.5)	103	(24.4)	66	(20.1)
	洗濯場	70	(9.3)	36	(8.5)	34	(10.4)
	洗面所	48	(6.4)	27	(6.4)	21	(6.4)
	物干場	54	(7.2)	34	(8.1)	20	(6.1)
	便所	87	(11.6)	11	(2.6)	76	(23.2)
	台所	101	(13.5)	66	(15.6)	35	(10.7)
	ガス	105	(14.0)	63	(14.9)	42	(12.8)
	水道	128	(17.1)	87	(20.6)	41	(12.5)
	居住室	125	(16.7)	54	(12.8)	71	(21.6)
	押入	11	(1.5)	6	(1.4)	5	(1.5)
	その他	269	(35.9)	145	(34.4)	124	(37.8)
希望なし		141	10.3	84	12.2	57	8.4
無記入		478	34.9	184	26.7	294	43.3

(注) 2以上の回答があるため設備の内訳の計は希望あるものに一致しない。

資料出所 労働省婦人少年局

「住宅に住む労働者の妻の意見」(32年8月～9月)

第13表 食費・食料について

区 分		項 目	係 数	べ っ	同 じ
係 数			100.0%	68.7%	31.3%
夫の職種別	職 員		100.0	77.2	22.8
	工 人		100.0	62.3	37.7
	その他		100.0	91.8	8.2
夫の収入別	1万円未満		100.0	77.8	22.2
	1万円以上		100.0	68.6	31.4
	2万円		100.0	68.0	32.0
	3万円		100.0	86.9	13.1
	4万円		100.0	77.4	22.6
	5万円		100.0	77.1	22.9

資料出所

労働省婦人少年局「労働者の消費生活」(35年11月)

第14表 洗面所と台所の分離について

区 分		項 目	総 数	パ ー	同じところ
総 数			100.0 %	49.0 %	51.0 %
夫の 取 組 み	取 組 み の 他	買 取 り	100.0	37.4	42.6
		買 取 り	100.0	42.0	58.0
		買 取 り	100.0	66.7	33.3
夫の 収 入 別		1万円未満	100.0	50.0	50.0
		1万円以上	100.0	40.4	59.6
		2万円	100.0	47.0	53.0
		3万円	100.0	61.2	38.8
		4万円	100.0	68.2	31.8
		5万円	100.0	85.7	14.3

資料出所 労働省婦人局

「勤労者世帯の消費生活」(35年1/月)

参 考 (3) 公営住宅建設基準(昭和26年7月2/日

建設省令第20号)一抜すい

一 般 基 準 一

※4条 公営住宅は、安全上、衛生上及び耐久上必要な構造及び設備を有し、且つ、住みよいものとしなければならない。

一 同 住 及 び 附 帯 施 設 一

※6条 一戸建の公営住宅及び二戸建の公営住宅は、各戸ごとに、居住室の外、玄関、炊事室、便所、押入及び物置を有する同住とし、附帯施設として、物干、炊事施設、給水施設、排水施設、電気施設及び敷地境界の廻りはりを設けなければならない。

② — ④ 略

一 主 住 居 住 室 の 向 き 一

※7条 公営住宅の主な居住室は、なるべく南向きするようにしなければならない。

一 便 所 一

※13条 一戸建住宅、二戸建住宅及び連棟住宅の便所は水洗便所とする場合を除く外、なるべく改良便所を用いたくみ取便所としなければならない。

2 共同住宅及び重畳住宅の便所は、水洗便所としなければならない。

安全 (主として不慮の事故死について)

第15表 死因順位の変動 (人口10万対)

		第1位		第2位		第3位	
昭和10年	男	肺炎および気管支炎	203.3	全結核	193.6	中枢神経系の血管障害	181.3
	女	全結核	188.0	胃・十二指腸・腸炎および大腸炎	125.7	肺炎および気管支炎	173.1
昭和34年	男	中枢神経系の血管障害	164.5	悪性新生物	107.7	心臓の疾患	70.3
	女	中枢神経系の血管障害	143.2	悪性新生物	89.0	老 衰	69.2
		第4位		第5位			
昭和10年	男	胃・十二指腸・腸炎および大腸炎	170.6	老 衰	91.9		
	女	中枢神経系の血管障害	149.4	老 衰	136.3		
昭和34年	男	不慮の事故	66.1	肺炎および気管支炎	49.0		
	女	心臓の疾患	65.2	肺炎および気管支炎	41.5		

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」

第16表 不慮の事故死の国際比較

	死亡年(人口10万対)			死亡割合(%)	
	不慮の事故	自動車事故	その他の事故	総対照死との割合	不慮の事故死との割合
日本	44.7	11.9	32.9	6.0	28.4
エジプト(1)	51.4	0.1	51.3	2.5	0.2
カナダ	54.1	21.1	33.0	6.7	39.0
アメリカ	50.7	20.0	30.7	5.4	39.4
セイロン(2)	34.3	2.7	31.6	3.5	7.9
デンマーク(2)	43.8	14.6	29.2	4.8	33.3
西ドイツ(2)	54.1	21.7	32.4	5.0	40.1
フランス	60.7	18.8	41.9	5.4	31.0
イタリヤ(2)	38.9	16.9	22.0	4.1	43.4
オランダ	35.9	14.9	21.0	4.7	41.5
ノールウェー(2)	44.8	8.1	36.7	5.0	18.1
イングランド・ウェールズ	38.1	13.3	24.8	3.3	34.9
スウェーデン(2)	39.5	13.4	26.1	4.1	33.9
スイス(2)	58.4	20.9	37.5	6.1	35.8
ユーゴスラビア(2)	30.4	3.9	26.5	3.2	10.8
オーストラリア	52.6	24.0	28.6	5.9	45.6

資料出所 厚生省統計調査部

(注) (1) 1957年

(2) 1958年

その他は1959年

第18表 傷害発生場所別、交通事故以外の
不慮の事故の死者数

傷害の発生した場所	死者数	%
総数	26,042	100.0
家庭	7,877	30.2
農 耕 地	561	2.2
鉱山および採石場	1,100	4.2
工場施設およびその用路	2,411	9.3
保養場および運動場	192	0.7
道路および公道	811	3.1
公共建築物	516	2.0
その他の集団収容施設	182	0.7
その他の場所	12,327	47.3
詳細不明の場所	65	0.2

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」 34年

第17表 年齢階級別みた事故死亡の種類

昭和34年

事故死亡率 (人口10万人)	全年齢	0才	1~4	5~14	15~29	30~44	45~64	65~
総数	44.8	89.7	81.0	25.9	35.6	37.8	51.9	109.0
%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自動車事故	(1) 24.5	1.8	(2) 16.8	(3) 14.5	(1) 25.9	(1) 30.6	(1) 31.6	(2) 22.1
その他の交通事故	10.3	0.7	4.5	7.3	(2) 13.6	(3) 12.4	(3) 13.5	(3) 10.2
中毒	3.3	2.8	1.6	0.8	5.6	4.1	3.5	2.2
墜落	10.0	2.2	2.7	3.5	7.9	9.3	(2) 7.6	(1) 23.9
(転倒を含む)								
若 下 物	4.9	0.3	0.8	1.6	6.6	9.6	6.7	1.7
火及び可燃物の爆発	3.7	(3) 8.3	3.1	2.5	3.1	2.7	3.2	8.9
墜落	4.4	(1) 44.1	2.6	0.8	1.4	1.9	2.2	4.9
溺 死	(2) 17.5	3.4	(1) 51.2	(1) 40.8	(3) 9.6	6.2	7.1	10.0
天 災	(3) 11.7	(2) 0.3	(3) 9.3	(2) 20.3	8.8	(2) 13.5	10.7	9.7
自動車事故	(参考 昭和35年)	34.3%	2.9%	22.8%	28.1%	42.2%	39.5%	41.4%
自動車事故								27.0%

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」 (注) カッコ書きの数字は順位を示す。

第19表 家庭における不慮の事故の死因別死亡数
および割合

死 因	死亡数	%
総 数	7,877	100.0
固体および液体物質による中毒	679	8.6
鎮痛薬および催眠薬による中毒	347	4.4
有毒食物による中毒	145	1.8
そ の 他	185	2.4
ガスおよび蒸気による中毒	349	4.4
石炭ガスによる中毒	189	2.4
そ の 他	160	2.0
墜 落	1,286	16.3
その他の不慮の事故	5,563	70.6
火および可燃物の燃焼	1,705	21.6
食物およびその他の吸入および嚥下	614	7.8
寝台および塩蓋での機械的窒息	374	4.7
溺死および溺水	728	9.2
天 災	1,666	21.2
そ の 他	1,135	14.4

資料出所 厚生省統計調査部「人口動態統計」 34年

V 環 境 衛 生

第20表 ごみ処理状況の推移

単位 = ㌧

区 分	年 次	昭和30年	昭和33年	昭和35年
特定地域	排出量	17,022	20,671	24,399(100.0)
収 集 量		12,621	16,485	19,949(81.8)
処 分 の 内 訳	焼 却	3,686	5,392	7,577(31.9)
	埋 立	7,431	9,401	10,465(42.8)
	堆 肥	1,100	1,174	865(3.5)
	飼 料	141	195	230(0.9)
	そ の 他	263	353	812(3.3)
自 家 処 分		4,401	4,186	4,450(18.2)

資料出所 厚生省資料による。

第21表 各国の上下水道利用状況

国名	総人口	利用率(総人口に対する利用人口%)	
		上水道	下水道
イギリス	45,244	95%	90%
ドイツ	50,975	80	70
フランス	44,584	60	30
オランダ	11,186	85	80
ベルギー	30,507	70	60
スウェーデン	7,415	70	60
スイス	4,780	80	50
デンマーク	4,515	75	70
アイスランド	149	65	60
アメリカ	174,782	80	65
日本	93,419	49	10

資料出所 厚生省資料による

第22表 公害についての古輪調査

問 おまごは選定から出る煤煙や自動車や自動車の音やスビーカーの音などのために日頃迷惑をうけているところとはあるおまごさんか

標	1 工場や自動車などの騒音	2 工場や自動車の排気ガス	3 工場などから出る煤煙や自動車の排気ガス	4 工場や自動車の排気ガスや自動車の排気ガス	5 工場や自動車の排気ガスや自動車の排気ガス	6 その他	7 なし	計 (M A)
総	24%	14%	5%	14%	5%	5%	52%	121
東京都区部	28	19	5	17	5	5	44	126
五大市	23	17	5	16	5	6	49	121
その他の都市	31	13	4	9	5	5	60	115

資料出所 内閣府環境庁「公害被害調査」(昭和35年8月)

第23表 公害発生状況 (昭和33年)

	被害件数	被害人口	1件当たり 被害人口
大気汚染	2,976 ^件	699,788 ^人	235 ^人
ばい煙	1,706	402,652	236
有毒ガス	462	89,610	194
粉じん	808	207,576	254
騒音・振動	8,246	297,109	36
騒音	6,617	252,303	38
振動	1,629	44,806	28
水質汚濁	1,466	197,888	135

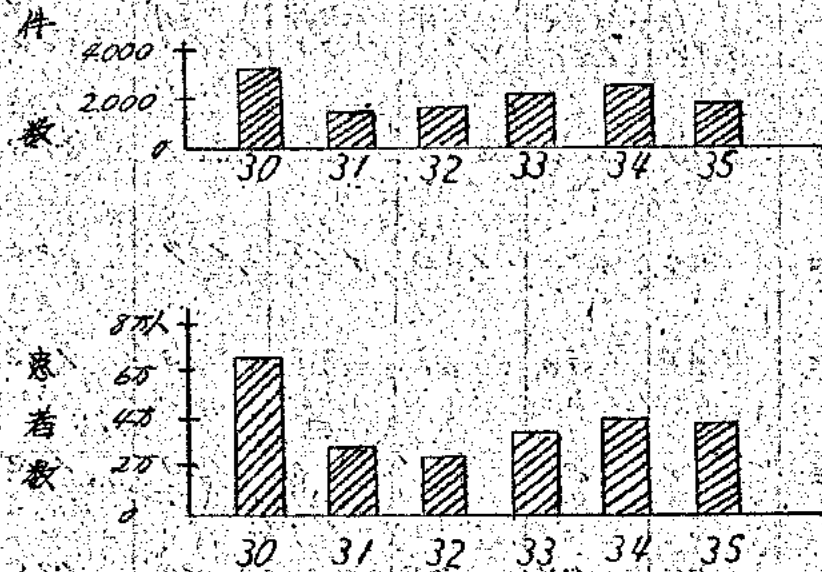
資料出所 厚生省「厚生白書」(昭和36年度)

第24表 大阪府における年度別公害陳情件数

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
総数	597 ^件	621 ^件	750 ^件	1,033 ^件	1,063 ^件	1,054 ^件
騒音	223	304	346	536	563	513
振動	88	106	140	171	177	185
粉じん	48	36	66	88	93	102
ばい煙	109	89	94	105	113	102
有毒ガス	77	71	78	109	99	105
排水	52	15	26	24	18	47

資料出所 厚生省「厚生白書」(昭和36年度)

食中毒の年次別発生状況



資料出所 厚生省「厚生白書」(昭和36年度)

(注) 30年の多発は、砒素中毒事件によるものである。

参考

(4) 清掃法(昭和27年法律第27号) — 改正 —

— 目的 —

第1条 この法律は、汚物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にすることにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

— 国及び地方公共団体の責務 —

第2条 市町村(特別区の存する区域にあつては、都)は、つねに清掃思想の普及を図るとともに、職員の資力の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等清掃事業の能率的な運営につとめなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

3 国は、汚物の処理に関する科学技術の向上を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

— 定義 —

第3条 この法律で「汚物」とは、さみ、糞、尿、死骸(死体)ふん尿及び犬、ねこ、わづみ等の死体をいう。

(5) 食品衛生法(昭和22年法律第233号) — 改正 —

— 目的 —

オノ系 この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

一 用語の定義

オ二系 この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。但し、薬事法に規定する医薬品に規定する医薬品及び医薬部外品は、これを含まない。

② この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。

③ 一 略

一 販売用の食品及び添加物の取扱基準

オ三系 販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授与は、清潔で衛生的に行われなければならない。

一 販売等を禁止される食品又は添加物

オ四系 下に掲げる食品又は添加物は、これを販売し、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

1. 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。但し、一般に人の健康を害す虞がなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

2. 有毒な、又は有毒な物質が含まれ、又は附着しているもの。但し、人の健康を害す虞がない場合として厚生大臣が定める場合に

おいては、この限りでない。

3. 病原微生物により汚染され、又はその疑があり、人の健康を害す虞があるもの

4. 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を害す虞があるもの

一 営業上使用する器具及び容器包装の取扱基準

オ五系 営業上使用する器具及び容器包装は、清潔で衛生的でなければならない。

一 基準、規格に合わない器具、容器包装の製造等の禁止

オ六系 厚生大臣は、公衆衛生の見地から、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原料材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

② 略

一 標 示

オノ系 厚生大臣は、公衆衛生の見地から、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条オ一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装の標示につき、必要な基準を定めることができる。

② 略

一 製品検査

オノ系 厚生大臣又は都道府県知事は、公衆衛生の見地から、販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の製品につき必

要な検査を行うことができる

② 略

（臨検検査、収去）

オノフ条 厚生大臣、都道府県知事又は保健所長オノフ条の規定に基づく政令で定める市の市長は、必要があると認めるときは、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、当該官吏又は営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器を被、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な検査において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器を被を無償で収去させることができる。

一 食品衛生監視員 一

オノフ条 オノフ条オノフ条に規定する当該官吏又は職員の職務及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、国、都道府県及び保健所を設置する市に食品衛生監視員を置く。

（6）食品衛生行政中の標示関係の行政監察の結果について

（36.10.28 行政監察庁資料より抜粋）

標示に関する規定の履行については、35年度まで余り関心を及ぼさず、食品監視の項目に加えていなかったため厚生省は36年

度より履行を確保させることにしたが、大半の県、市はこの方針に乗っていない。

そのため、牛乳関係を除いては、無標示のもの、不適正な標示が多いので、都道府県及び政令市を一層指導奨励して標示の履行を図らせるよう勧告した

（7）ばい煙の排出の規制等に関する法律について

この法律は昭和37年5月4日に制定され、6月2日に公布され、その所管は通商産業、厚生両省の共同所管となっている。

一 目 的 一

オノフ条 この法律は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙等の処理を適切にすること等により、大気汚染による公衆衛生上の危害を防止するとともに、生活環境の保全と産業の健全な発展との調和を図り、かつ、大気汚染に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資することを目的とする。

Ⅵ 健康管理

第25表 保健、衛生費の推移

(単位 = 円)

年	市常人員	有業人員	消費支出 合計	保健 医療費	衛生費
昭和28年平均	479	1.44	21,727	469	717
30	471	1.45	23,513	506	833
34	441	1.50	29,375	633	903
35	438	1.52	32,093	687	990
36	422	1.50	34,896	—	—
構成 比 (%)					
昭和28年平均	—	—	100.0	2.2	3.3
30年	—	—	100.0	2.2	3.5
34年	—	—	100.0	2.1	3.1
35年	—	—	100.0	2.1	3.1
36年	—	—	100.0	—	—

資料出所 総理府統計局「家計調査」

第26表 最近1年間の健康診断

問 あなたは、最近1年間にツベルクリン反応の検査やレントゲン検査を受けたことがありますか。

ツベルクリン反応 やレントゲン 検査		総 数		集団検査 を受けた	自分か 医者へ行って みてもらった	両方	受けた ことはない
		人数	%				
市常内 の地位	市 常 主	982	100.0	52	6	1	41
	家事担当者	924	100.0	44	7	1	48
	その他の市常員	675	100.0	52	7	1	40
本 人 取 業	農林漁業自営者	469	100.0	54	4	1	41
	工・鉱・商 サービス	297	100.0	41	6	1	52
	その他	39	100.0	46	3	3	48
	官公取、被雇用者	28	100.0	64	11	4	21
	専業主婦、 専任技術取	288	100.0	72	7	2	19
	労働取	302	100.0	55	6	2	37
	無取（主婦）	866	100.0	38	9	1	52

資料出所 厚生省大臣官務企画室「国民の医療に関する世論調査」

(昭和35年10月)

第28表 かかりつけの医者について

A問 かかりつけの医者をきめていますか

	かかりつけの 医者	計	きめて いる	きめていない	
				病院や診療所は きめていないが先 生まではきめていない	病院、診療所も きめていない
右 地 内 の 地 区	古 帯、主	100.0	53%	18%	29%
	家事担当者	100.0	57	16	27
	その他	100.0	50	14	34
本 人 の 職 業	農林漁業自営者	100.0	53	17	30
	工鉄商、 サービス業	100.0	56	13	31
	その他	100.0	46	15	39
	管理職・被雇用者	100.0	61	14	25
	事務職、 専門技術職	100.0	50	20	30
	労働者	100.0	42	19	39
	無職（主婦）	100.0	60	15	25

資料出所 厚生省大臣官務企画室「国民の医療に関する世論調査」

（昭和35年10月）

第29表 平常の健康への関心

問 あなたは、いかに自分の健康に心を配っているか。又自分の健康をきめるために、はた
やっていますか。あるいは、やっていますか。

本人職業	健康をきめるために やっていますか	健康に気を つける	規則正しい 生活をする	散歩や水泳を する	十分な睡眠を とる	心身の疲労を 解消する	適度に 運動する	その他 の点	計	M. T	%の 集計
農林漁業自営者	15%	15	6%	2%	10%	6%	5%	8%	64%	114%	44%
工鉄商、サービス業	16	16	10	2	10	12	3	8	58	119	29%
その他	15	15	15	3	21	15	5	13	46	133	39
管理職、被雇用者	28	28	7	4	18	14	11	11	59	102	28
事務職、専門技術職	18	18	10	2	15	16	6	8	54	129	28%
労働者	17	17	6	1	14	9	4	9	60	121	30%
無職（主婦）	19	19	7	1	11	11	6	6	60	121	36%

資料出所 厚生省大臣官務企画室「国民の医療に関する世論調査」（昭和35年10月）

	総数	あり	ない
総数	100.0%	48.0%	52.0%

表 299 家庭に於ける常備菜等について

項目 区分	数		%	ナ ナ ナ	胃 腸 系	取 込 額	溶 融 系	ガ ス	ホ リ タ ン	脱 脂 率	氷 の う	氷 ま ぐ ら	体 温 計
	係	数											
取 工 大 の 取 不	取	2,285	100.0	95.8	78.8	89.8	86.7	44.9	93.4	91.8	63.8	84.3	95.6
	工	947	100.0	96.4	79.4	89.9	45.0	92.5	92.0	97.6	84.2	83.9	96.4
	大	1,193	100.0	95.6	78.3	89.0	37.8	89.4	91.5	95.9	64.0	85.4	94.7
	の	39	100.0	92.3	76.9	71.8	43.6	87.2	84.6	92.3	66.7	79.5	92.3
	取	106	100.0	92.5	79.2	87.7	37.7	84.0	85.8	91.5	56.6	76.4	85.8

40—

8問 この(回答票)中で、おそれ込んだんから用意してある薬は
どれとどれですか。

常備薬	数		6種類全部を備えている	5種類は備えている	傷寒、傷寒と凡邪薬は備えている	その他	何も用意していない
	人数	%					
本人取業							
農林漁業 自営者	469	100.0	51	14	15	5	12
工・営・商 サービス	297	100.0	36	12	20	7	17
その他	39	100.0	31	13	10	13	20
管理職・被雇用者	28	100.0	43	14	18	4	21
事務取 専門技術職	288	100.0	31	13	24	7	19
事務取	302	100.0	32	10	24	7	19
無 取 (主婦)	866	100.0	35	14	22	5	18

資料出所 厚生省大臣官務企画室「国民の医療に関する世論調査」
(昭和35年10月)

(注) この表では、以下の6種類について傾向している。

1. 傷寒 2. 凡邪薬 3. 腹痛の薬 4. 下痢
5. 虫下し 6. はり薬

第30表 避妊の実行率

年度別 取業別	昭和25年	昭和27年	昭和30年	昭和32年	昭和34年	昭和36年
総 数	19.5%	26.3%	33.6%	39.2%	42.5%	42.6%
農漁業者	11.5%	17.0%	25.4%	30.5%	34.9%	37.1%
筋肉労働者	23.9%	35.8%	37.6%	40.1%	37.9%	37.9%
商工業者	24.7%	32.4%	39.0%	40.4%	—	—
給料生活者	36.9%	39.7%	49.1%	50.7%	54.0%	54.0%

資料出所 毎日新聞社人口問題調査会
「産児調節に関する第5回世論調査」(昭和34年4月)
「産児調節に関する第6回調査」(昭和36年4月)

(注) 34年以前と36年では取業別分類が異なっている。36年の「筋肉労働者」の欄には該当項目に最も近いと思われる「工場労働者・取人・運転手・サービス業従事員」を記入し、「給料生活者」の欄には「官庁大企業の事務職員」を記入した。

第31表 避妊実行の理由

理由	%	%
計		100
経済的不安定		37.0
母体保護		28.3
先天性遺伝防止		1.2
自己生活の享受		23.2
財産分割の防止		1.8
その他		4.1
無回答		4.5

資料出所 毎日新聞社人口問題調査会

「家族計画と産児制限に関する第6回調査」(昭和36年 4月)

第32表 人工妊娠中絶経験の有無

	有無	計	有る	無	無回答
年	昭和27年	100.0%	15.4%	68.4%	16.2%
	昭和30年	100.0	26.5	52.3	21.2
	昭和32年	100.0	29.7	57.4	12.9
	昭和34年	100.0	35.1	42.2	22.7
	昭和36年	100.0	42.8	35.6	21.6
妻の年齢 (36年)	24歳以下	100.0	25.8	42.3	31.9
	25才～34才	100.0	38.7	37.9	22.9
	35才～49才	100.0	44.8	32.4	22.8
夫の職業 (34年)	官公庁大企業役員	100.0	45.8	45.8	8.4
	同上 事務員	100.0	38.7	45.4	15.9
	中小企業の業主	100.0	41.0	38.9	20.1
	同上 従業員	100.0	33.3	42.1	24.6
	農漁業者	100.0	27.6	45.3	27.1
	工員・取手・運転手	100.0	37.4	35.0	27.6
	軍総務部者 その他	100.0	16.7	38.9	44.4
			31.2	37.3	31.5

資料出所 毎日新聞社人口問題調査会

「産児制限に関する第5回古倫調査」(昭和34年10月)

「産児制限に関する第6回古倫調査」

(注) 本表は妻の側からの回答による。

参 考 (8) 保健所法、(昭和22年法律第101号)一改正

— 設 置 —

第1条 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は政令で定める市がこれを設置する。

— 事 業 —

第2条 保健所は、下に掲げる事項につき、指導及びこれに必要な事業を行う。

1. 衛生思想の普及及び向上に関する事項
2. 人口動態統計に関する事項
3. 栄養の改善及び飲食物の衛生に関する事項
4. 住宅、水道、下水道、清掃その他の環境の衛生に関する事項
5. 保健婦に関する事項
6. 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
7. 母性及び乳幼児の衛生に関する事項
8. 歯科衛生に関する事項
9. 衛生上の試験及び検査に関する事項
10. 結核、性病、伝染病、その他の疾病の予防に関する事項
11. その他地方における公衆衛生の向上及び増進に関する事項